

# 音楽サークル ドラむす 団体規約（会 則）

## 第1条 [名 称]

名称は「 音楽サークル ドラむす 」とする。

## 第2条 [目 的]

1. 障がいのある人もない人も誰もが楽しみ、主人公となれる音楽活動。
2. 障がいのある人たちが（音楽を通じて）自分自身を表現し、多くの人々とコミュニケーションをとることができる関係づくり。
3. この活動を社会資源とし、活動を通じて障がいのある人たちの社会参加を促す

## 第3条 [設立年月日]

本団体の設立年月日は、2004年6月1日とする。

## 第4条 [活 動]

前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

月1回の定期的な音楽活動を行う。

- ◆ 年に数回、定期的活動の成果を発表する場を設け、少しでも多くの人と共に楽しい時間を共有していく。
- ◆ 本団体の趣旨を知っていただくための活動を行う。
- ◆ その他、目的達成に必要と思われる活動を行う。

## 第5条 [活動日]

毎月第4日曜日、午前10時から午後2時30分とする。

また、活動後には反省会を毎回設けることとする。

## 第6条 [活動場所]

基本的に名古屋市瑞穂生涯学習センターとする。

ただし、やむ終えない事情や活動の種類により場所が変更されることがある。

## 第7条 [役 員]

世話役として次の役員を設ける。

- ◆ 代 表
- ◆ 副代表
- ◆ 会 計
- ◆ 会計監査
- ◆ 広 報

◆ 運営委員

役員は、総会において選出され、任期は1年とする。

第8条 [所在地]

本団体は、代表の所在地が事務所とする。

第9条 [会 員]

本団体の趣旨に賛同し、上記活動ができるものとする

第10条 [会 計]

本団体の運営に必要な費用は、以下の収入を充当とする。

- ◆ 会 費 10,000 円/年 ボランティア活動保険費 300 円/1 人  
会員は会費を納めなければならない。  
年度途中で入会した場合、会費をひと月 1,000 円で年度末まで計算し、支払う形とする。  
なお、長期に活動を休止する場合や、やむ終えない事情に限り、  
役員に相談をすることができる。  
会費納入に関して苦情・不満などが出た場合、どのように対処するか  
運営委員会において判断されることとする。
- ◆ 助成金（民間助成団体等）  
必要に応じて、申請を行い、活用していく。
- ◆ その他  
なお、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 [規約の改訂]

規約の改訂および団体の解散は、総会において決定される。

附 則

この規約は、2004年6月1日から施行する。  
本改訂版は、2016年4月1日から施行する。